

平成29年7月定例教育委員会会議録

(1) 開会及び閉会に関する事項

平成29年7月24日(月)

三好市教育委員会 1F 中会議室

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時00分

(2) 出席委員の氏名

委員長	前川 順子	委員長職務代理者	谷 敏司
委員	新久保 由美子	委員	大北 慶子
教育長	倉本 淳一		

(3) 委員を除くほか、議場に出席した者の氏名

▼出席職員

教育次長	中岡 久雄
学校教育課長	高井 貞行
生涯学習・スポーツ振興課長	安宅 広樹
文化財課長	加藤 昌子
池田学校給食センター所長	西村 陽子
教育指導主事	川人 正恭
学校教育課主幹	山本 朱美
学校教育課主幹	岡田 由紀
学校教育課主幹	大久保 珠美
学校教育課主事	川人 育代

(4) 傍聴人

▼傍聴人 0名

◆前川教育委員長

ただいまの出席委員は5名であります。定足数を満たしておりますので、ただいまから平成29年三好市教育委員会6月定例委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布いたしました議事日程の通りでございます。

(5) 議事録署名者の指名

谷 敏司委員

◆前川教育委員長

初めに議事録署名者を決定いたします。議事録署名者は、谷委員さんをお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

続きまして報告事項に入ります。教育長から諸般の報告をお願いします。

(6) 報告事項

◆倉本教育長

それでは、6月27日から7月24日までの主な事業を報告いたします。

まず、6月27日、総合教育会議を開催いたしました。全員の教育委員さんをご出席でしたので、詳細は省略させていただきますが、本年度から改訂に着手します三好市教育振興計画について市長と教育委員会が協議し、三好市教育大綱に関連する教育理念や教育方針は、おおむね現行の教育振興計画を踏襲する旨の結論を得ました。

6月28日、いじめ問題対策連絡協議会を開催し、三好市のいじめや不登校の現状報告を行うとともに、いじめ防止について各委員さんとの意見交換等を行いました。

6月29日、第1回の教育振興計画策定委員会を開催いたしました。6月27日の総合教育会議の内容も伝えながら、策定に向けてのスケジュール等について協議いたしました。

6月29日、学校支援ボランティア運営協議会を開催し、各地区のコーディネーターの方からの状況報告や課題等について協議いたしました。その中で、学校側からの要請が少ないことやボランティア登録者の高齢化や減少化等の課題の指摘がありました。

7月5日、(園)小中校長会を開催いたしました。去る5月に実施いたしました市教委の学校訪問において、各地区での協議事項や問題点を市内全体の課題として共有するために、各地区の状況説明を行い、課題解決に向けての指示や指導等を行いました。

7月11日、県庁で県へき地教育振興会総会が開催され出席いたしました。決算、予算関係や事業計画等については、事務局原案の通りすべて承認されました。なお、本年度の事業計画の中で、10月20日の東祖谷小・中学校での徳島県へき地教育研究大会の開催も承認されました。

同じく7月11日に第2回の三好教育みらい塾を開催し、ジオパークについてのストーリーづくりの研修や三好ジオパーク検定(仮称)の問題作成について協議いたしました。

7月13日、松山市で四国地区人権教育研究大会が開催され出席いたしました。この大会の参加によって、部落差別をはじめ、現存する様々な差別の現状から、改めて人権教育への必要性を強く感じました。

7月18日、教科書採択協議会を開催し、教科書専門調査委員会より調査結果の報告を受

け、来年度から使用の道徳の教科書について審議をいたしました。この結果につきまして、東みよし町及び三好市教育委員会に答申しておりますので、本日の教育委員会で決定し、ご承認をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

7月24日、黒川市長が再選後初めて登庁され、就任式において、「市政を前に」を前面に掲げ、1期目で蒔いた種を2期目で発芽させ、大きく育てるとの決意表明がありました。

報告事項については以上です。行事予定につきましては、欄外記載のとおり、8月17日には池田総合体育館において三好教育研究発表会が開催されます。ご出席いただければと思います。

なお、8月の定例教育委員会は、8月22日（月）10：30から開催し、午後1：30より校長会との合同研修会の開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

何か不明の点があればご質問ください。

◆前川教育委員長

以上の報告について質疑はございませんか。

学校支援ボランティア運営協議会のとときの登録者の高齢化はその通りだと思います。若い方に後を引き継いで参加していただくように、何か学校の方でも方策を考え若返りをしていく必要があるのかなと思います。

◆倉本教育長

やはり教育委員会でも募集をしっかりとしていく必要があると思います。募集は市報でしているのでしょうか。

◆安宅課長

はい。

◆前川教育委員長

その他、質疑等ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆前川教育委員長

8月の定例教育委員会は8月22日（火）と以前から話しておりましたので、よろしくお願いいたします。

それでは続いて、“三好市幼・小・中運動会の日程について”関係部局より報告を求めます。

◆高井課長

3ページをお開きください。今年度の幼小中の運動会また体育祭の日程表でございます。なお、既に中学校が2校、池田中学校と西祖谷中学校につきましては5月に実施したので

今回体育祭はございません。教育委員の皆様におかれましては、毎年のごことで誠に申し訳ございませんがご出席をいただきまして、ご挨拶の方をお願いすることとなりますので、どうぞよろしくお願い致します。

行けるところだけ決めていただいて、池田幼稚園と旧池田町内の学校は後日調節させていただきます。

(省略)

◆前川教育委員長

続きまして“平成 29 年度三好市社会教育指導員について”関係部局より報告を求めます。

◆安宅課長

本日、報告事項として“平成 29 年度三好市社会教育指導員について”説明させていただきます。資料 5 ページをご覧ください。「三好市社会教育指導員の設置及びサービスに関する規則」第 2 条の第 1 項でございますが、任用及び身分の取り扱いにつきまして、「教育委員会は社会教育指導員を委嘱する。」と定められております。これによりまして、本日報告致します。4 ページに名簿がございます。中央公民館 2 名、三野公民館 1 名、井川公民館 1 名、山城公民館 1 名の計 5 名を委嘱しております。任期は「平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日」の 1 年間としております。

◆前川教育委員長

以上の報告につきまして、質疑はございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆前川教育委員長

続いて、“平成 29 年度いじめ問題対策連絡協議会委員について”関係部局より報告を求めます。

◆高井課長

それでは“平成 29 年度いじめ問題対策連絡協議会委員について”ご説明を致します。6 ページをお開きください。名簿を記載させていただいております。7 ページをお開きください。条例を添付させていただいております。第 2 条第 3 項では、「連絡協議会は、委員は 20 人以内をもって組織する。」とあります。また、第 2 条第 5 項におきまして、委員の任期は 2 年とされております。平成 29 年度から新たな任期となる者でございますが、本協議会の多くの委員の方が三好市青少年育成市民会議に委嘱されており、こちらの任期も 2 年でございます。従いまして、現委員の皆様の委嘱期間が平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日となっておりますので、整合させていただきますために、今回に限り委嘱期間を 1

年とさせていただいたところでございます。以上でよろしくお願ひ致します。

◆前川教育委員長

ただいまの報告につきまして質疑はございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆前川教育委員長

それでは、“平成 29 年度就学援助費対象者について”報告を求めます。個別の交付対象者についての報告を行いますので非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆前川教育委員長

ではこれから非公開といたします。

≪ 非 公 開 ≫

それでは非公開を解除いたします。

(7) 承認事項

◆前川教育委員長

つづいて、“平成 29 年 6 月定例会議事録の承認について”を議題といたします。事前に送っていただいております議事録について、訂正箇所はございませんか。

◆高井課長

それでは訂正箇所がございますので訂正をさせていただきます。

(議事録修正のため省略)

◆前川教育委員長

それでは、「平成 29 年 6 月定例会議事録」については、承認いたします。

(8) 議案

第 8 号 平成 30 年度使用小学校用図書採択（道徳）に伴う答申について

第 9 号 井内小学校の休校について

- 第 10 号 井内小学校に伴う指定校について
- 第 11 号 三好市奨学金貸与規則の一部を改正する規則について
- 第 12 号 三好市奨学金返還免除に関する規則の一部を改正する規則について
- 第 13 号 三好市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について
- 第 14 号 三好市就学時援助費交付規則の一部を改正する規則について

◆前川教育委員長

それでは議事に移ります。

議案第 8 号“平成 30 年度使用小学校用図書採択（道徳）に伴う答申について”を議題といたします。この度、三好市採択地区教科書用図書採択協議会より平成 30 年度から使用する「小学校教科用図書 道徳」について答申を頂きましたので協議いたします。この議案は採択に関する事項であり、また 9 月 1 日以降に情報公開することになっておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それではこれから非公開とします。

◀ 非 公 開 ▶

それでは非公開を解除いたします。

◆前川教育委員長

議案第 9 号“井内小学校の休校について”を議題といたします。関係部局より説明を求めます。

◆高井課長

1 2 ページをお願いします。議案第 9 号“井内小学校の休校について”でございます。1 3 ページにありますように、「井内小学校に関する要望書」が井内小学校長と井内小学校 PTA 会長から提出されておりますので、よろしくをお願いします。

◆前川教育委員長

関係部局より説明がございましたが、議案第 9 号について質疑はございませんか。

◆倉本教育長

井内小学校の場合は保護者の方、地域の方も休校についてこれまでも検討され、やむを得ないと結論がでましたので、地元の要請・要望ということでございますので、教育委員会としてはそれを尊重していく必要があるのかなと思います。

◆谷委員

認識不足で申し訳ないのですが、この教育委員会の承認・決議で休校が決定ということになるのでしょうか。

◆倉本教育長

はい。

◆前川教育委員長

ただいま教育長からも説明がありましたが、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆前川教育委員長

異議なしと認めます。よって、議案第 9 号“井内小学校の休校について”は、原案のとおり可決されました。

続いて、議題 10 号“井内小学校の休校に伴う指定校について”を議題といたします。関係部局より説明を求めます。

◆高井課長

14 ページをお願いします。議案第 10 号“井内小学校休校に伴う指定校について”でございます。三好市教育委員会の休・廃校に伴う学校指定の基本方針として、“(1) 旧町村内の最も近距離の隣接校を指定する。ただし、学校統合の趣旨を考慮し、複式学級解消を優先して指定する。”としております。今までの事例といたしまして、14 ページにありますように、平成 24 年、佐野小学校は隣接校の馬路小ではなく、白地小を指定いたしました。平成 26 年、大野小学校は隣接校の政友小学校ではなく、山城小学校を指定しました。平成 27 年、川崎小学校は白地小学校と池田小学校の両校を指定いたしました。平成 28 年、政友小学校は、旧町村内の最も近距離の隣接校ということで山城小を指定校といたしました。井内小学校につきましては、複式学級解消及び最も近距離の隣接校であることから辻小学校を指定させていただきたいと考えております。なお 16 ページに複式学級解消の資料を添付しております。平成 30 年度において辻小学校単独でございますと 5・6 年生が複式学級となりますが、井内小学校の児童が辻小学校に通学すれば解消されることとなります。

◆前川教育委員長

関係部局より説明がございましたが、議案第 10 号について質疑はございませんか。

事例の小学校は、保護者の意向も踏まえて学校指定をさせていただいたのでしょうか。

◆新久保委員

例えば井内小学校に通っている子で、西井川小学校の方へ通いたいといったことが出てくることはないのでしょうか。

◆高井課長

可能性としてはゼロではないと思います。ただ、辻小学校の複式学級を解消するというところで、指定校にさせていただいております。

◆新久保委員

指定しても親の仕事の都合で池田の方へ行くといったことも出てくるのではと思います。

◆倉本教育長

指定校の辻小学校までは通学費が免除されますが、指定していない小学校は自己負担ということになります。

◆谷委員

この事例の川崎小学校の指定校は、白地小学校と池田小学校になっています。これは白地小学校に川崎小学校の子が行ったからといって、複式学級が解消されるわけではなかったわけで、今回はそういった理由があるということですか。

◆倉本教育長

原則的には辻小学校というようになります。

◆谷委員

絶対に指定校以外はいけないというわけではないのですね。

◆倉本教育長

辻小学校も西井川学校も規模的にはよく似ていますので、辻小学校を通り越して西井川小学校へというのは理由がつけにくいです。白地小学校と池田小学校のときは違うと思います。

◆前川教育委員長

それでは、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

◆委員一同

異議なし。

◆前川教育委員長

それでは、議案第10号“井内小学校の休校に伴う指定校について”は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号“三好市奨学金貸与規則の一部を改正する規則について”を議題といたします。関係部局より説明を求めます。

◆高井課長

それでは17ページをお願いします。

議案第11号“三好市奨学金貸与規則の一部を改正する規則について”でございます。

18ページをお願いします。改正前の第2条第1号をご覧ください。

「条例第2条第1号及び第2号の要件を備えることを証明する書類」とあります第1号といますのは21ページ6行目にあります「市内に住所を有する父または母の子であること。ただし、父及び母が共にいない者についてはその者が市内に住所を有すること。」とあ

り、今までは住民票の提出をお願いしておりましたが、今後は「情報ネットワークシステム」により提出の必要がなくなりました。

18ページにお戻りください。改正後にはこの第1号の文言を削除しております。同じく改正後の「条例第2条第2号の要件を備えることを証明する書類」とありますが、これは新たに申請書にマイナンバーの記載が必要な書類への変更となります。23ページ24ページに新旧の申請書がございます。24ページの新申請書には個人番号を記載する欄を設けております。

18ページにお戻りください。改正前の「条例第2条第2号の所得証明書(様式第2号)」につきましてもシステムにより提出の必要がなくなりましたので、改正後では削除しました。これ以降の様式につきましては、内容の変更がございませんが、先ほどの所得証明書(様式第2号)の提出がなくなりましたので、様式番号の繰り上げが生じたことによる変更でございます。

以上よろしく願いいたします。

◆前川教育委員長

関係部局より説明がございましたが、議案第11号について質疑はございませんか。

◆委員一同

異議なし。

◆前川教育委員長

異議なしと認めます。よって、議案第11号“三好市奨学金貸与規則の一部を改正する規則について”は、原案のとおり可決されました。

議案第12号“三好市奨学金返還免除に関する規則の一部を改正する規則について”を議題といたします。関係部局より説明を求めます。

◆高井課長

それでは25ページをお願いします。

議案第12号“三好市奨学金返還免除に関する規則の一部を改正する規則について”でございます。26ページをお願いします。改正前の「第2条第3号」についても、27ページ28ページに新旧の申請書がございます。28ページの新申請書には個人番号を記載する欄を設けております。

26ページにお戻りください。

改正前の「条例第5条第1号申請書及び第2号」住民票につきましても、システムにより提出の必要がなくなったことによる削除でございます。改正前の申請書につきましては三好市奨学金条例様式第14号とありますが、改正後では「三好市奨学金貸与規則様式第13号」となっております。これは、先ほどの、三好市奨学金貸与規則の一部を改正する規則の一部改正において、18ページにありました所得証明書(様式第2号)の提出がなくなったことによる繰上げで、様式番号を変更しております。以上お願いいたします。

◆前川教育委員長

関係部局より説明がございましたが、議案第 12 号について質疑はございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆前川教育委員長

それでは、議案第 12 号“三好市奨学金返還免除に関する規則の一部を改正する規則について”は、原案のとおり可決されました。

議案第 13 号“三好市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について”を議題といたします。関係部局より説明を求めます。

◆高井課長

それでは 29 ページをお願いします。

議案第 13 号“三好市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について”でございます。30 ページをお願いします。

改正前「条例第 2 条第 2 項幼稚園保育料認定申請書（別記様式）に当該年度の市民税の課税（非課税）証明書を添えて、幼児の通園する幼稚園の園長を経由して教育委員会に提出」となっていますが、改正後は「幼稚園申込書（支給認定申請書）（様式第 1 号）を市長に提出」としております。31 ページ～34 ページに新旧の申請書がございます。33 ページ 34 ページの新申請書には個人番号を記載する欄を設けており、システムにより課税証明書の提出の必要がなくなりました。30 ページにお戻りください。改正前 3 段目「幼稚園の園長を経由して教育委員会に提出」とありますが、子育て支援制度との連携を図るため 27 年度より幼稚園を経由して市長宛てで教育委員会にご提出をいただいております。今回の改正は現状にあわせ、「市長に提出」としてしております。なお、事務の流れに関しましては、マイナンバーの取り扱いがありますので、必ず封をして幼稚園に提出していただき、教育委員会には封がされた状態で申込書が届くようにしてまいります。以上よろしく申し上げます。

◆前川教育委員長

関係部局より説明がございましたが、議案第 13 号について質疑等ございませんか。

◆委員一同

異議なし。

◆前川教育委員長

異議なしと認めます。よって、議案第 13 号“三好市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について”は、原案のとおり可決されました。

議案 14 号“三好市就学援助費交付規則の一部を改正する規則について”を議題といたします。関係部局より説明を求めます。

◆高井課長

それでは、35ページをお願いします。議案第14号“三好市就学援助交付規則の一部を改正する規則について”でございます。

36ページをお願いします。改正前は「条例第4条は別に定める就学援助申請書（以下申請書という）」となっていますが、改正後は「毎年度就学援助費申請書（様式第1号。以下申請書という）」と改正いたします。

37～38ページをご覧くださいますと、新旧申請書がございます。38ページに新申請書には個人番号を記載する欄を設けております。

36ページにお戻りください。改正前の第4条3行目、「在学する学校長を経由して」という文言がございますが、改正後は削除しております。これは、就学援助者の中に三好市外で就学されている児童・生徒もおられますので、マイナンバーの取扱上、このような条文とさせていただきます。

また、改正前の「条例第4条第2項」につきましては三好市教育長に対し「承諾」するとしておりますが、改正後は「同意及び委任」としております。これは、住民票がない三好市以外の方についての情報ネットワークを介しての使用については、本人の同意が必要であることから「同意及び委任」と改正をさせていただきます。

以上よろしく申し上げます。

◆前川教育委員長

それでは議案第14号について質疑はございませんか。

要するに、マイナンバー制度が導入され、マイナンバーを記入するようになったから園長や学校長は通さないで、直接教育委員会に提出となったということですね。学校から保護者に書類を渡し、学校が預かるのではなく、保護者が自分で教育委員会に提出することになるのでしょうか。

◆高井課長

保護者より学校を通じて、封をした状態で教育委員会に提出していただき、その後学校に伝えるというシステムにしたいと考えております。

◆前川教育委員長

わかりました。

それでは、本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

◆委員一同

異議なし。

◆前川教育委員長

異議なしと認めます。よって、議案第14号“三好市就学援助費交付規則の一部を改正する規則について”は、原案のとおり可決されました。

以上で平成29年三好市教育委員会7月定例を終わります。大変お疲れ様でした。

以上